

## 戦争・死刑と国家。そして国家と人民（72）

2017年 5月 15日

小田中聡樹

（東北大学名誉教授・みやぎ憲法九条の会世話人）

（今回は2016年…1年前の4月に生じた諸問題の2回目。重大な段階を迎えた沖縄問題です。）

### II 沖縄問題の推移

#### 一 沖縄問題の現況

（1）米軍基地利用について日弁連の勧告

①3月25日、日本弁護士連合会人権擁護委員会は、沖縄県宜野湾市の普天間基地に隣接する市民駐車場の利用を、オスプレイ配備に抗議する市民が拒否された件で、市民から申し立てを受け、人権侵害に当たると判断し、勧告書を米軍普天間基地司令官に送付した（4月1日赤旗）。

②では勧告書はいかなるものか。

前提事実は、同駐車場は米軍基地内にあり、40年間近く宜野湾市が米軍から使用を許可され、市民も利用してきた。ところが2012年9月以降、米軍に対する抗議活動が盛んになる中、駐車場を市民が利用することが多くなった。そのため米軍は一時、駐車場を閉鎖した。その後、再開されたが、米軍が巡回を行うようになった。

そこで日弁連は、大要次のような声明を出した。

①米軍の一連の経緯は、日本国憲法及び国際人権規約（自由権）で保障された思想・信条の自由を侵害する。

②米軍も日本の領域主権の下にある限り、日本国法令の適用を受けること。

③米軍に対し、抗議行動を行う市民が駐

車場を利用することを求めること。

④米軍による巡回・監視を行わないこと。

以上である（4月2日赤旗）。

（2）①3月31日、訪米中の安倍首相はオバマ米大統領と会談した。

オバマ大統領は、米軍普天間飛行場の名護市辺野古移設をめぐる訴訟で、日本政府と県とが和解したことについて、工事の遅れに懸念を示した。これに対し、安倍首相は、「辺野古移設が唯一の解決策との立場は不変だ。急がば回れの考えの下、決断した」と語った。

これに対し、翁長沖縄県知事は、「誠に遺憾だ。政府は積極的に住民の生命・財産を守るよう取り組んでほしい」と応じた。

②翁長沖縄県知事は、4月3日講演し、“政府が進めている宮古島や与那国島への陸上自衛隊部隊配備に言及した上で、沖縄を要塞にするものだ……沖縄が自ら差し出した基地は一つもない……平和的な外交で沖縄を将来、平和な緩衝地帯にしたい”と語った。

（3）4月4日、沖縄県は、辺野古への新基地建設で翁長知事の埋立て承認取り消し

処分に対する国交相の「是正指示」の適否を審査している国地方係争処理委員会に対する「反論書」を提出した（以下、4月6日赤旗）。

その反論書の概要は次の通りである。

①辺野古新基地でのオスプレイの使用について、国は、答弁書で、“オスプレイ配備の発表は2011年6月である。対象機種の騒音基礎データ等の情報は配備確定後に米軍から入手できる情報である。本件飛行場は環境影響評価法の対象ではないため、航空機の機種は必要的記載事項ではないとしていた。

②（国の右の主張に対し、県の）反論書は、④CH-46のオスプレイへの換装計画はSACO（日米特別行動委員会）合意時までには確定しており、日本政府もその当時知り得ていたこと。このため環境影響調査評価手続時には米軍に騒音基礎データの情報提供依頼を十分できたこと、埋立て承認に先立つ基礎評価手続で、沖縄防衛局がオスプレイ配備を前提とした環境影響評価を評価書の段階に至るまで行っていなかったために、環境保全図書（計画？）においても、重大な混乱と重要な疑義を生じさせたこと、  
以上が反論書の概要である。

③この事実から汲み取るべきことは、安倍政府＝防衛局は、沖縄住民の生活上の諸利益を自ら放棄していることである。

（4）和解が成立したのは、2016年3月4日であり、工事を中断し問題解決のため協議する内容であった。そして和解条項に基づく手続は、①円満解決に向けた協議、②辺野古埋立て承認手続取消しに対する国の是正措置、の二つの措置が並行して進ん

でいる。ところが、政府は3月16日県に対して辺野古埋立て承認取消しを撤回するよう是正指示を行った。

そこで沖縄県は、3月23日、これを不服として総務省の第三者委員会「国地方係争処理委員会」に審査の申立てを行った。翌日係争委は、審査することを決定した。つまり門前払いをしなかった。そして県と政府の協議のための「政府・沖縄県協議会」の下に合同作業部会が設置されたが、本稿執筆時点ではその日程は固まっていないという（4月4日赤旗）。

赤旗の分析によれば、「辺野古新基地の2020年度完成、普天間基地の22年度又はその後返還」という現時点の日米合意は破綻しているため、いずれ日米協議が行われ、④工期を延長し新基地建設に固執するか、⑤それとも「県内移設反対」の沖縄市民の願いが届くか、のせめぎ合いが続くであろう。

（5）①4月11日、岸田外相は、広島市でケリーアメリカ国務長官と会談した。岸田外相は、日米両政府が辺野古に建設する米軍基地について“辺野古移設が唯一の解決策だ”と述べ、（和解を受け入れたことについて）“急がば回れ”の考えの下決断したものだ。移設を一日も早く完了し、普天間基地返還を実現したいと述べた（赤旗4月11日）。

②つまり「和解」受け入れは辺野古移設の方便であることを自ら認めたのである。

（6）①4月10日、「フェンスを取り払おう！とり戻そう普天間基地大集会」（「沖縄『建白書』を実現し未来を拓く島ぐるみ会議・ぎのわん」の呼びかけ）が同基地近くの公園で開かれ、約200人が参加し、普天

間基地の無条件閉鎖・返還、辺野古新基地建設の断念を求めた。

②日米両政府が米軍普天間基地返還に合意してから20年になる4月12日、「辺野古新基地を造らせないオール沖縄会議」は県庁前で集会を開いた。1500人が参加し、「普天間基地の閉鎖・撤去を、辺野古に新基地を造らせない」と政府に抗議した。

③同日、翁長知事はコメントを発表した。その概要は次の通りである（4月13日赤旗）。

「1996年4月に普天間飛行場の全面返還合意が発表されてから20年が経過しましたが、今なお、同問題が解決されないことは、誠に遺憾であります。発表の前年に発生した痛ましい事件に対し、沖縄県民は改革を乗り越え、8万5000人といわれる多数の人々が集まり抗議行動をしました。当時の日米両政府においては、県民の強い要望に応え、全面返還に合意し、発表されたことは大変意義があったと考えております。しかしながら普天間飛行場移設については、その返還合意において県内移設が条件とされ、県民の理解が得られないまま進められてきたことや、県民の苦渋の思いを真摯に受け止めず、「沖縄の基地負担軽減」を名目に県内移設ありきで物事を解決しようとする政府の姿勢が、今日に至る問題に繋がったものと考えております。政府においては、“辺野古移設が唯一の解決策”との固定観念を廃し、安全保障の負担は全国で担うべきとの認識の下、普天間飛行場の早期返還に取り組んでいただきたいと考えおります。また、政府が普天間飛行場周辺住民の生命・財産を守ることを最優

先にするならば、辺野古移設の進捗にかかわらず、残り3年を切った“同飛行場の運用停止”を実現すべきであり、政府へは普天間飛行場の固定化を絶対に避け、積極的に県外移設に取り組むよう強く要望します。私は、今後とも辺野古に新基地を造らせないと公約の実現に向け、不退転の決意で取り組んで参ります。」

④以上である。無条件返還、移設条件なしの返還を日米両政府に強く要望したのであり、このことは沖縄県民すべての思いであると私は考える。

(7) ①防衛省は普天間基地における提供施設整備費（FIP）に当って日本政府が負担してきた「思いやり予算」の総額が36年間（1981年～2016年）で330億円であることを明らかにした。

②この事実が明らかにしていることは、①政府は、老朽化した普天間飛行場を補修して居座わる政策をとっていること、②普天間基地の返還とは逆に強化しようとしていること、である。

(8) ①米軍新基地建設問題をめぐる菅官房長官の発言に抗議し、撤回を求める声明「戦後沖縄・歴史認識アピール」の賛同者が、4月16日迄に2300人を超えた。この声明は歴史学者が呼びかけたものである。

抗議の対象となった菅官房長官の発言は、“普天間基地は戦後米軍により強制接收されたという沖縄の主張に賛同できない、日本全国、悲惨な中で皆さんがたいへんご苦勞されて今日の豊かで平和で自由な国を築き上げてきた”というものであった。

これに対しアピールや発言は、概要次のように批判したのである。

“安倍政権は沖縄に対して無知であり、無責任であること、歴史をかえりみず、切り捨てていく政治を止めなければならない”（4月17日赤旗）。

②4月23日、菅官房長官の前述の発言に抗議し撤回を求める集いが東京・早稲田大学で開かれ、「戦後沖縄・歴史認識アピ

ール」を呼びかけた（4月24日赤旗）。

(9) ①4月22日、翁長知事は、辺野古埋立て承認取消しの適法性を審査している国地方係争処理委員会（総務省の第三者機関）で意見陳述を行った。

その要旨は次の通りである（赤旗4月23日）。

### 国係争処理委員会での翁長知事の陳述（要旨）

私は、仲井真前知事による公有水面埋め立て処分に瑕疵があったと判断し、昨年10月13日に当該処分を取り消しました。

これに対し、国は行政不服審査と代執行手続きを行いました。

私は執行停止決定は国家機関の「固有の資格」に基づく執行停止申し立てを認めたものであることなどから違法であるとして、貴委員会の却下の判断を経て、国の関与の取り消し訴訟を提起しました。

国交相が他の措置を講じず、いきなり代執行という最も強権的な手段に訴えたことに対し、代執行訴訟で、地方自治法の代執行の要件を充足していないことを訴えました。

これらの訴訟については、いずれも高等裁判所から和解を勧告され、3月4日に和解が成立しました。和解の内容は、沖縄防衛局長は審査請求、執行停止申し立てを取り下げ、埋め立て工事をただちに中止する、国交相は代執行訴訟を取り下げるというものでした。

和解が勧告されたのは、国の手続きの不当性を裁判所が認めたからにはほかならないと理解しています。

今回、私の行った承認取り消し処分に対し、国交相が取り消しを指示しました。しかし、承認取り消し処分は適法であり、国交相の指示こそ違法であると考え、再び貴委員会に審査申し出をいたしました。

今回の申し出は、国家機関による行政不服審査請求や、いきなりの代執行といったゆがんだ形ではなく、まさしく地方分権改革において設けられた貴委員会が本来的に関わるべき紛争であり、中立・公正なご判断をいただく機会を得たことに期待を持ってこの場に臨んでいます。

私の意見を申します。まず、本件埋め立て承認は法律の要件を満たしておらず、埋め立てにより生じる不利益は著しいものがあります。

埋め立ては貴重な自然環境を直接的に失わせます。また、その用途である海兵隊基地は、周辺地域の静謐な生活環境を破壊し、新たな恒久的基地の建設は米軍基地の集中による過重な負担・被害をさらに将来にわたり沖縄に固定化することを意味します。

辺野古・大浦湾周辺の海は、特異な地形的特徴を反映し、多様な生態系が狭い水域に組み合わさっています。

埋め立て承認申請では、沖縄の貴重な自然環境をどのように保全・利用していくのかという視点がまったく欠落しています。米軍の運用に際しての環境保全対策も不十分と指摘せざるを得ません。

事業者の環境保全措置には多くの問題点があり、前知事もそれらを指摘していたにもかかわらず、結果的には承認しました。私は、その瑕疵を検討して取り消し処分を行いました。

第2次世界大戦では国内で唯一、凄惨な地上戦が行われました。戦後、ほとんどの県民が収容所に収容されている間に土地の強制接収が行われ、普天間飛行場をはじめ米軍基地が形成されました。その後も「銃剣とブルドーザー」で土地を強制的に接収されました。サンフランシスコ講和条約による日本の独立と引き換えに米軍の施政権下に差し出されました。

沖縄が米軍に自ら土地を提供したことは一度もありません。そして戦後70年以上が過ぎ、今度は自国の政府によって「銃剣とブルドーザー」をほうふつさせる方法で美しい海が埋め立てられ、耐用年数200年ともいわれる沖縄で初めての国有地の基地が造られようとしている沖縄の現実を皆さまに知っていただきたいのです。

米軍基地関連収入は、終戦直後には県民所得の約50%を占めていました。日本復帰時には、約15%、最近では約5%で推移しています。

沖縄は基地経済で成り立っているという話は今や過去のものとなり、完全な誤解です。今や米軍基地のそんざいは沖縄経済発展の最大の阻害要因といえます。

沖縄県民は自由・平等・人権・自己決定権をないがしろにされてきました。私はこのことを「魂の飢餓感」とよんでいます。

国交相は、公有水面埋め立て承認取り消し処分を取り消すようにとの是正の指示を行っています。しかし、このような関与は、地方自治の観点から見ても重大な問題があります。

公有水面埋立法は、地方の実情をよく知る都道府県知事に埋め立て免許や埋め立て承認を行う権限を与えているのであり、当然その判断は尊重されるべきです。

ましてや今回の工事は、沖縄県に自治権の及ばない米軍基地を造り出そうとするものです。戦後70年以上、重い基地負担を負わされてきた沖縄県に、新たな基地を造る必要性が本当にあるのでしょうか。

国交相の是正の指示は、かけがえのない自然と生態系への破壊指示であり、また地方自治と生態系への破壊指示であり、また地方自治の破壊そのものではないのでしょうか。

本件審査にあたり、地方公共団体の自主性及び自立性が発揮されるよう、地方自治の趣旨に沿ったご判断をお願いします。

②知事の情理かね備えた意見陳述に対し、国側（相手側）からは石井国交相は欠席し、代理として出席した法務省・防衛省

の局長は“知事の承認取り消しによって我が国と米国とが長い年月をかけて築いてきた信頼関係が損なわれる”と述べた（前示

赤旗)

③この事実によって明らかになったのは、安倍政権は、沖縄の人々を歯牙にもかけない政策をとっていることである。

(10) 4月20日、衆院外務委員会で、赤嶺議員(共産党)は、安倍首相が3月末の日米首脳会談において、沖縄米軍新基地建設の方針は不変だと米側に伝えていたことを批判し、“沖縄県と(国との)協議が始まってもないのに、首脳会談の場で『辺野古は不変だ』と誓約したのは『和解条項』の趣旨を踏みにじるものだ、普天間基地の「5年以内の運用停止」につき日米首脳会談外相会談の場で取り上げたのか”と訊した。これに対し、岸田外相は、“具体的なやりとりは行っていない”と答弁した(4月24日赤旗)。この答弁により、運用停止に全く熱意のないことが明らかになったのである。

(11) 沖縄県東村高江の米軍ヘリパット基地建設が2ヶ所で完了した。残り4ヶ所は、工事が進んでいない。

ヘリパットは、1996年12月SACO(沖縄に関する日米特別委員会)の合意で、北部訓練場「過半」返還の条件として高江に

6ヶ所のヘリパット建設があげられた。そして昨年(2015年)2月にヘリパット2ヶ所の使用が開始されてから普天間基地所属のオスプレイが頻繁に飛行するようになり、海兵隊のつり下げ訓練も激化した。そして高温のオスプレイ排気熱で着陸帯は黒く焼け、飛行に伴う低周波で住民に健康被害をもたらしている。また住民生活や生態系にも深刻な影響を与えている(4月25日赤旗)。

(12) 2016年7月の参院選と共に沖縄県議選も始まる。告示は5月27日。6月5日投票である。

選挙の争点は四つである。

第一は、戦争法廃止と民主主義回復である。

第二は、辺野古新基地の建設を許すか、その代わりに基地のない沖縄を取り戻すかである。

第三は、TPPを受け入れるか、それとも拒否するか、である。

第四は、消費税増税を許すか、である。

その選挙は激しい戦いになるだろう。その結果については、6月のことを書くときに触れる。

(以下次号)